

2023年度「繊維製品品質管理士」登録更新試験についてのお知らせ

第32期（2013年取得）、第37期（2018年取得）のTESの皆様

繊維製品品質管理士（TES）取得後5年（ただし、初めての更新の場合は4年）を経過した方には、登録更新試験（論文試験）を受けていただくことになっております。

この登録更新試験には、下記の①～③の代替措置が設けられており、代替措置の適用を申請され、代替措置申請が認められた方は論文試験が免除されます。

- ①TES会等のかつ度に積極的に参加した場合（8回以上）※1
- ②TES会等で講師を引き受けたことがある場合（2回以上）
- ③TES会等で企画推進役（幹事等）の経験がある場合

※1 新型コロナ感染症の拡大により、TES会各支部（東日本、中部、西日本、北陸、中国、九州）が当初予定いたしておりました勉強会や見学会などで中止やソーシャルディスタンス確保のための人数制限がありましたため、2023年度TES資格登録更新試験における特例として、上記①のTES会等の参加実績8回以上を、7回に減免いたします。

詳細につきましては、該当者へ3月に送付いたしました案内をご確認ください。

第2期（1983年取得）、第7期（1988年取得）、第12期（1993年取得）、 第17期（1998年取得）、第22期（2003年取得）、第27期（2008年取得） のTESの皆様

繊維製品品質管理士（TES）資格取得から5年ごとに、TES資格は登録更新の手続きが必要です。更新が3回以上の皆様は、登録更新試験（論文試験）が免除となります。資格更新の手続きに関する案内を9月にお送りいたしますので、案内をお受取りいただきましたらご対応をお願いいたします。